

民間保育所の認定こども園移行基準

令和2年9月
こども保育課

東郷町において、民間の保育所が認定こども園へ移行する場合は、愛知県の認可を受ける必要があるが、その際、東郷町では、次に掲げる項目に該当することを基準に移行の認可に係る意見を付すものとする。

1 町の保育の方向性

町の保育の基本的な方向性に沿った取組を実施していること、又は移行に伴い実施する予定であること。

【判断基準】

- ①東郷町の保育の基本方針（令和2年8月）に沿った事業内容であること。
- ②町の総合計画で計画されている事業を実施すること。
- ③特色ある保育サービスを提供すること。
- ④幼児教育の分野に積極的に取り組む事業内容であること。 等

2 利用定員

これまでの保育の受け入れ実績に相当する利用定員を確保すること。

【判断基準】

- ①過去3年間の4月1日現在の受け入れ人数（年度途中入所予定人数を含む。）を確保すること。
- ②①の人数は、子ども・子育て支援法第19条第1項第2号及び第3号で区分して確保すること。

3 利用者負担の維持

給食費等の利用者負担額について、合理的な範囲での価格の改定を除き、同水準を維持すること。

【判断基準】

- ①給食費は、町の設定方法に準じ現在の利用者負担額を維持することを原則とし、合理的な範囲での価格の改定であっても、値上げ幅は1割を超えないこと。
- ②移行前の在園児に新たな負担を求めないようすること。